（騒音規制法施行規則の一部改正）

第三条　騒音規制法施行規則（昭和四十六年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四条に規定する」を削る。

第十条第二項第三号中「令」を「騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）」に改める。

（悪臭防止法施行規則の一部改正）

第四条　悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「悪臭防止法施行令（昭和四十七年政令第二百七号）第三条に規定する」を削る。

様式第十三号裏中「第29条」を「第28条」に改める。

様式第十四号裏中「第30条」を「第29条」に改める。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第五条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「同意を得た」を「協議をした」に改める。

（振動規制法施行規則の一部改正）

第六条　振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号。以下「令」という。）第五条に規定する」を削る。

第十条第二項第二号中「令」を「振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）」に改める。

第十二条中「令第五条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。」を「市の区域内の区域に係る限度については、市長。」に改める。

別表第一付表第一号中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の区域については、市長。別表第二備考1において同じ。）」を加える。

別表第二備考2中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の区域に係る時間については、市長。）」を加える。

様式第十一裏中「第27条」を「第26条」に改める。

（騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の一部改正）

第七条　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）第四条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。」を「市の区域内の区域に係る限度については、市長。」に改める。

別表備考中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の区域については、市長。）」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の二第二号中「、廃棄物の種類ごとに」を削り、同号イ及びロ中「廃棄物」を「廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物」に改め、ハの次に次のように加える。

ニ　廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

第一条の二の二第五号から第八号までを削る。

第十七条に次の一項を加える。

2　法第二十一条第三項の規定による環境省令で定める基準は、前項に定める資格を有する者であることとする。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第九条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ニの次に次のように加える。

ホ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

第四条第三号から第六号を削除する。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第十五条第十三項」を「第十五条第十四項」に、「標識」を「標識に関し必要な事項」に改める。

第三十三条中「第十五条第十三項」を「第十五条第十四項」に、「標識」を「標識に関し必要な事項」に改める。

第三十五条中「第十五条第十三項」を「第十五条第十四項」に、「標識」を「標識に関し必要な事項」に改める。

第三十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、様式第十の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

第四十一条中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に、「標識」を「標識に関し必要な事項及び同条第七項の標識の寸法に関する基準」に改める。

第四十四条中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に、「標識」を「標識に関し必要な事項並びに同条第七項の標識の寸法に関する基準」に改める。

様式第四備考三の次に次のように加える。

四　制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

五　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第八備考二の次に次のように加える。

三　標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

四　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第九備考二の次に次のように加える。

三　標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

四　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第十備考二の次に次のように加える。

三　制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

四　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第十一備考四の次に次のように加える。

五　標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

六　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第十三備考三の次に次のように加える。

四　標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。